

自分らしい生き方のために



郡山医療生活協同組合

指定居宅介護支援事業所

医療生協
桑野介護保険センター

事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の名称 医療生協桑野介護保険センター
- (3) 事業所番号 0770300259
- (4) 事業所の所在地 郡山市島2丁目9番18号
- (5) 電話番号 024-923-6165
- (6) FAX番号 024-990-0533
- (7) 職員の職種・人数・及び職務内容

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りです。

1. 管理者 1名
2. 介護支援専門員 9名(管理者含む)
(社会福祉士、介護福祉士)

介護支援専門員は居宅介護支援事業を行う

- (8) 事業所の詳細情報についてお知りになりたい時

福島県介護サービス情報公表システム

<http://www.kaigo-fukushima.info/fukushima/Top.do>

- (9) 郡山医療生協ホームページアドレス

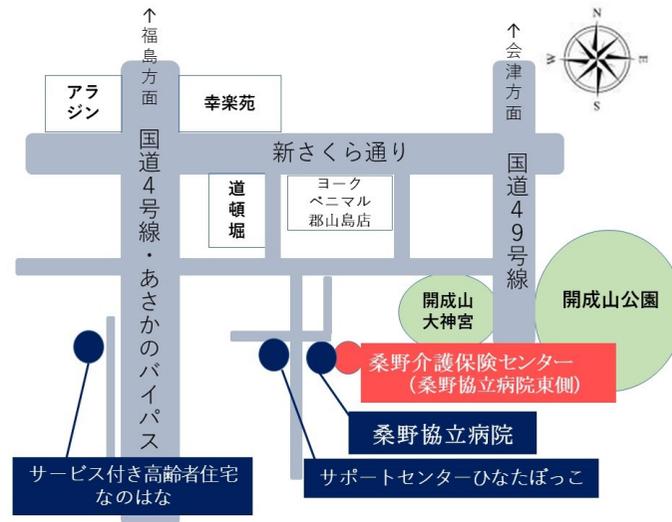
URL <http://www.koriyama-h-coop.or.jp/>

- (10) 医療生協桑野介護保険センターEメール

kkaigo@koriyama-h-coop.or.jp

営業日・営業時間

営業日	月～土
営業時間	8:30～17:00
定休日	日祝日、木曜12:30～ 年末年始12/30～1/3



◇ 郡山医療生活協同組合 ◇

- | | |
|---------------|-------------|
| 桑野協立病院 | 電話 933-5422 |
| ◆桑野介護保険センター | 電話 923-6165 |
| ◆桑野訪問看護ステーション | 電話 923-6174 |
| ◆訪問リハビリテーション | 電話 933-5422 |
| ◆通所リハビリテーション | 電話 923-6275 |
| ◆桑野ヘルパーステーション | 電話 923-6226 |

- | | |
|--------------------|-------------|
| サポートセンターひなたぼっこ | |
| ◆ふれあいデイサービスセンター | 電話 923-6219 |
| ◆桑の実デイサービスセンター | 電話 923-6219 |
| ◆小規模多機能型居宅介護ひなたぼっこ | 電話 983-6147 |
| ◆グループホームひなたぼっこ | 電話 983-6147 |

- | | |
|-------------------|-------------|
| 郡山東事業所 | |
| ◆ひまわりの家デイサービスセンター | 電話 943-1061 |

- | | |
|-------------------------|-------------|
| サービス付き高齢者住宅なのはな | |
| ◆高齢者住宅なのはな | 電話 953-4005 |
| ◆定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所なのはな | 〃 |
| ◆デイサービスセンターなのはな | 電話 953-4006 |



郡山市島2丁目9番18号
桑野協立病院敷地内

電話 024-923-6165
FAX 024-990-0533

指定居宅介護支援事業所とは

介護相談をお受けするケアマネジャーが所属する事業所です。

利用者様が日常生活を送るために必要となる保健医療サービスまたは福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、利用者様の依頼を受けて、その心身の状況、おかれている環境、本人様や家族様の希望などを考慮したうえで、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者などを定めた計画（ケアプラン）を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行います。

お手伝いにあたっては、ケアプランの見直し等を含め月に一度以上家庭訪問をさせていただき、利用者様の状況を確認し、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整しております。

利用料金の案内

ケアプラン作成費は全額介護保険で給付されるため、ケアプラン作成やご相談にあたり、ご利用者様の利用料等の負担はありません。

ご利用の手続き



※ 認定結果が出る前でも介護認定が見込まれる方は暫定でサービスを利用できる場合があります。

組合員・利用者・職員がともにめざす 医療生協の介護

「医療生協の介護」の目標

1. 誰もが自分らしい生き方を

元気な高齢期をめざし、介護予防、認知症予防など、健康づくりをすすめます。

老いても障害があっても自分らしい生き方ができるように自らの生活設計を考えます。

なじみの関わりを大事にした支え合いを広げ、地域の介護力を高めます。

2. いのちと人権を尊重する介護

必要な情報の提供と納得のできる説明を受け、自己決定とプライバシーを尊重する介護を受けることができます。

自分らしさが大切にされ、生活を継続する介護を受けることができます。

介護を通してともに成長し、苦楽を共感しあう介護をすすめます。

3. 安全・安心の質の高い介護

利用者参加の評価活動など、内部・外部評価を取り入れ、介護の質の向上をすすめます。

介護への意見や苦情を大切に、組合員・利用者とともに地域に開かれた運営をします。

4. 介護を受ける権利を守り発展させる運動

いつでも必要かつ十分な介護を受ける権利を守り発展させる運動を協同してすすめます。